



就業規則作成でお困りの経営者・人事労務担当者の皆様

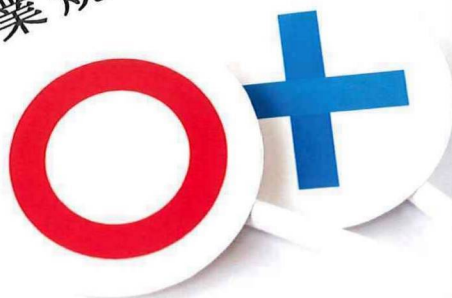
労働法の専門家と一緒に就業規則を作りませんか？

社会保険労務士
有資格者

就業規則作成・提出代行

社会保険労務士法人みらいパートナーズにおまかせください！

就業規則



<このようなお悩みを解決します>

- ★ 今から就業規則を作るがどのように進めたらいいのかわからない
- ★ 今ある就業規則は、だいぶ昔に作ったものなので、現在の会社にあった内容に作り変えたい

貴社にあった2つのプランをご提案

★ 労務顧問契約プラン

- ① 就業規則フルセット
- ② 労務顧問契約 ※別途顧問料あり
- ③ 法改正アフターフォロー付

★ 就業規則作成単発プラン

- ① 就業規則フルセット

¥220,000 (税込)

¥385,000 (税込)

★ 就業規則フルセット

- ① 本則
- ② パートナー規程就業規則 → パートタイム・有期雇用労働者向け
- ③ 賃金規程
- ④ 育児・介護休業規程
- ⑤ 継続雇用規程 → 定年後の再雇用労働者向け
- ⑥ 車両管理規程 (マイカー利用管理規程)

FAX 096-277-1296



<https://mirai-ptns.jp/>



info@mirai-ptns.jp

就業規則とは会社の重要なルールブックです

労働基準法第89条・90条により、

常時10人以上（※）の労働者を使用している事業場では就業規則を作成し、過半数組合または労働者の過半数代表者からの意見書を添付し、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

※時に10人未満となっても、常態として10人以上であれば作成・届出の義務が発生し、労働者にはパートタイム労働者やアルバイトも含まれます。

就業規則には、従業員の給与や働く時間、休日などの労働条件に関することや職場内の規律などについて定めます。作成するうえでは、必ず記載しなければならない事（労働基準法第89条）や、法令等を下回らないようにするなど（労働基準法第92条）、様々なルールがあります。また、会社によってどのようなルールを定めるかは異なりますので、自分の会社にあった内容で作成することが重要です。

無料相談申込書

(必須)

ふりがな
会社名

担当者名

(必須)

連絡先 TEL ()
MAIL @

お問い合わせ・お申し込み先

社会保険労務士法人 みらいパートナーズ
株式会社 みらい人財研究所

〒861-4101 熊本県熊本市南区近見8丁目6-29

TEL 096-277-1295 (受付時間 9:00~17:00)

- ご記入いただきました個人情報は、弊社が主催するセミナー イベント情報などを提供する場合に利用させていただきます。
 - これらの個人情報は、個人情報管理総括責任者が適切な安全対策のもと管理しております。
 - 原則としてお客様の同意なく第三者へ開示 提供はいたしません。
 - 個人情報の取り扱いについて同意いただけない場合は、上記のサービスが受けられなくなる場合があります。
 - 個人情報に関するお問い合わせはホームページに掲載されている「個人情報相談窓口」までお願い申し上げます。
- 【個人情報に関するページ】社会保険労務士法人みらいパートナーズ → <https://mirai-ptns.jp/privacy/>